

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

(平成19年5月30日法律第67号)

最終改正：平成19年5月25日法律第58号

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第4条—第6条）

第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定（第7条）

第2節 再編関連振興特別地域整備計画（第8条・第9条）

第3節 事業の実施等（第10条—第13条）

第4節 駐留軍等再編関連振興会議（第14条・第15条）

第4章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（第16条—第24条）

第5章 駐留軍等労働者に係る措置（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- (2) 駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。

- (3) 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき、施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第9条第1項第5号において「日米地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

- 2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- 3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- (2) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市

町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定

第7条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- (2) 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前3項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第2節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第9条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- (2) 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- (3) 産業の振興に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項

(5) 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第3節 事業の実施等

（事業の実施）

第10条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第11条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前2項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（地方債についての配慮）

第12条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上及び金融上の措置）

第13条 国は、前2条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第14条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

第15条 会議は、議長及び第4項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務大臣
- (2) 外務大臣
- (3) 財務大臣
- (4) 文部科学大臣
- (5) 厚生労働大臣
- (6) 農林水産大臣
- (7) 経済産業大臣
- (8) 国土交通大臣
- (9) 環境大臣
- (10) 内閣官房長官
- (11) 内閣府設置法(平成11年法律第89号)第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第2項第2号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例

(株式会社日本政策金融公庫の業務の特例)

第16条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第1条及び第11条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

- (1) 駐留軍移転促進事業(駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。)に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関

(銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

- (2) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- (3) 前2号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- (4) 第1号及び第2号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限)

第17条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第1号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第21条第1項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第2号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第4条第1項の規定による出資があった金額及び同法附則第42条第4号の規定による廃止前の国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第5条第2項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。

(区分経理)

第18条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金等の限度額)

第19条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額(次項において「借入金の限度額」という。)を超えることとなってはならない。

2 第16条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなってはならない。

(社債の発行の制限)

第20条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

(政府からの資金の貸付け等)

第21条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第4条第1項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用等)

第22条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社

日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	第41条	第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第18条
	同条各号に掲げる業務	第41条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）
第5条第2項	第13条第3項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第13条第3項
第11条第1項第5号	行う業務	行う業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）
第13条第3項	附帯する業務	附帯する業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第31条第4項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第34条第3項、 第38条第3項及び 第39条第2項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第35条第2項	、第31条、 第33条及び 前条	及び第33条並びに駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第31条及び前条
第36条第2項	、第31条、 第33条及び 第34条	及び第33条並びに駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第31条及び第34条
第42条第1項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同法第295条第2項	会社法第295条第2項
	額」とあるのは「株式会社	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する

	日本政策金融公庫法第41条	特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第18条
	同条第1号	株式会社日本政策金融公庫法第41条第1号
	第41条の規定により設けられた勘定に属する資本金	第41条及び駐留軍再編特別措置法第18条の規定により設けられた勘定に属する資本金
	同条の	これらの
第42条第2項	第47条第1項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第47条第1項
	同条第2項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第47条第2項
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同法第448条第1項	会社法第448条第1項
	第41条	第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第18条
	同条の	これらの
第42条第3項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条	これら
第47条第1項、第5項及び第7項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第50条第1項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
	貸付け	貸付け（駐留軍再編特別措置法第21条第1項の規定によるものを含む。）

第51条第1項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する前条の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第21条第2項の規定により交付を受けて
	第41条	第41条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条各号に掲げる業務	第41条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務
第57条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第58条及び第59条第1項	この法律	この法律、駐留軍再編特別措置法
第64条第1項第6号	事項	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第65条	厚生労働大臣	厚生労働大臣（第3号の場合にあっては、厚生労働大臣及び防衛大臣）
第71条	第59条第1項	第59条第1項（駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
	同項	第59条第1項
第73条第3号	第11条	第11条及び駐留軍再編特別措置法第16条
第73条第7号	第58条第2項	第58条第2項（駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第47条第1項	公庫の業務	公庫の業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第60条第1項及び第2項並びに前項の規定により読み替えて

適用する同法第58条、第59条第1項及び第73条第7号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第29条第1項の規定による予算の提出、同法第35条第1項の規定による補正予算の提出、同法第36条第1項の規定による暫定予算の提出、同法第40条第2項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第44条第1項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第23条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社日本政策金融公庫は、第1項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法（平成17年法律第86号）第447条から第449条までの規定は、適用しない。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、100万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第2項の規定に違反して出資をしたとき。

(2) 第19条第1項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第2項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

(3) 第20条の規定に違反して社債を発行したとき。

第5章 駐留軍等労働者に係る措置

第25条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(省令への委任)

第26条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める

日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が5年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第6条の規定は、再編実施基準日から起算して5年を経過する日又は平成34年3月31日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第1項に規定する日(前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第6条の規定は、第1項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第1項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第1項の規定にかかわらず、第4章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第3条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下この条において「行革推進法」という。)

第12条第2項の規定の適用については、国際協力銀行法第23条第1項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第4条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

附 則 (平成19年5月25日法律第58号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第54条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法附則第1条にただし書を加える改正規定及び同法附則に一条を加える改正規定に限る。)の規定 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の施行の日のいずれか遅い日

(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）又は地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

別表（第11条関係）

項	事業の区分		国の負担又は補助の割合
1	土地改良	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業	10分の5・5
2	漁港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	10分の5・5
3	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾における同条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	10分の5・5（港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、10分の4・5）
		港湾法第2条第2項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	10分の4・5
4	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の新設及び改築	10分の5・5
5	水道	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設の新設及び増設	10分の3

6	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に掲げる公共下水道又は同条第4号に掲げる流域下水道の設置及び改築	10分の5・5
7	義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第2項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第1項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	10分の5・5